



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
10 月 19 日
号 外 （ 3 ）
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査結果の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

監査結果の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、平成30年8月16日に提出のあった住民監査請求に係る監査を行い、その結果を平成30年10月12日付けで請求人に対し通知したので、これを公表する。

平成30年10月19日

滋賀県監査委員	高	木	健	三
〃	平	岡	彰	信
〃	奥			博
〃	北	川	正	雄

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求の要旨

(1) 請求の要旨（原文のまま）

滋賀県は滋賀県青少年センター事業として毎年一般財団法人滋賀県青年会館（岩永峯一理事長）事務長に毎年53万円の補助金（給与）を支出している。

同滋賀県青年会館は大津市瀬田の景勝地でホテル、旅館業を営む一般財団法人であり、理事長岩永峯一は同財団理事長職を50年間務めており、元自民党国会議員で農水大臣も経験した政治家である。

ところで当該補助金の支出目的は、「県下の青少年の指導及び助言をすることにより青年団の活性化に努める」ことであり、支払い対象者を一般財団法人滋賀県青年会館事務長とし、当該補助金を給与名目として支払っている（事実証明書の1）。同滋賀県青年会館は毎年実績報告書を提出している。その報告書の「指導内容」の対象は滋賀県青年団体連合会（県青連）のみである（事実証明書の5）。

しかし請求人等は以下の理由から当該補助金は違法であると主張する。

1, 例として平成29年度実践報告の内、1年間で30回の県青連役員会開催が記載されているが支払い対象職員の事務長は出席しておらず関与していない。

同人はホテル旅館業を主たる目的とする滋賀県青年会館事務長であり通常業務は午後6時頃には終了退出しており、一方の県青連役員会開催時間は各人仕事終了後遠方から集まってくるのでおよそ午後9時前後であり終了時刻は深夜未明という報告（事実証明書の2及び4）があることから県青連メンバーには会うことはない。指導、助言はなされていない。また県青連役員会メンバーに事務担当者がいることなどから事務的関与もないと推認でき、当該補助金支払いの根拠はないといえる。

これらの事実関係は、28年度以前も同様である。

（請求人等は本年6月まで本件補助金実践報告書記載事項の全ては当該事務長が事務的関与、参加しているものと理解していた。また「実践報告」となっていることから外見上誰が見ても事務長の「実践」であると理解できるようになっていた。）

2, 当該実践報告によれば県青連の平成29年度記載活動回数は年間74回の内、役員会以外の活動、会合（計44回）

についても、事務長は年間を通してほぼ毎週会合に出席していることになりホテル旅館業（事務長）の要職（同青年会館唯一人の正規事務職員）についていることからは不可能と推認でき、「指導、助言」はなされ

ていないと解するのが妥当である。

これらの事実関係は、平成28年度以前も同様である。

- 3, 当該補助金の支出目的は、「青少年の指導、助言」「指導者の育成」「青年団の活性化」および「県青年団の事務取りまとめ」の仕事の対価として支払われるのであるが当該実践報告記載の実体は県青連の行った行事を単に並べたに過ぎないものであり、当該補助金目的を達成していないのは明白である。また「県青年団の事務取りまとめ」についても県青連役員に事務方が居り(事実証明書の2)事務長が「取りまとめ」をする必要はない。
 - 4, また県青連の主催行事の内、開催場所が滋賀県青年会館である場合(滋賀県青年大会やその他のイベント)はいくらかの関与があると思われるが会場使用料、宿泊費、食費など営業収入になることからホテル、旅館業のサービス職務に該当し県から事務長への補助金(給料)を支出する必要はない。
 - 5, 補助金支出目的とそれに相応する実績報告の提出を求める場合、本件補助金の53万円の金額の根拠が証明されなければならない。ところが報告されているのは実践報告のみであり支払い根拠となっていない。本来であれば何時、何処で、誰に、どのような指導、助言をしたか、と言う具体的報告を求めるべきであり、その結果についても報告すべきである。現に県青年団は毎年衰退しており目的が果たされていないのは明白である。(事実証明書の3)
 - 6, そもそも滋賀県青年会館の主たる業務はホテル、旅館業であり設立趣旨、名称などからターゲットとして青年団体へ積極的に関与し、青少年活動を活性化することは営業目的に合致するのであって補助金支払い根拠となっているような程度の活動が仮になされていたとしても、青年会館の営業活動であって同青年会館事務長自身の職務、仕事の範疇と解される。よって県が当該事務長給料の一部を負担する根拠はない。
- 以上の理由によって本件補助金支出は違法であるにも関わらず実績報告書の内容の検討、補助金目的の達成の検討、補助金金額の算定等の見直しを怠り、毎年支払い続けた担当職員(子供・青年局局長等)および知事には損害金53万円×5年分=265万円の賠償責任がある。

よって滋賀県監査委員は知事に対し、上記職員等に5年前に遡って損害金265万円を請求するように、また今後の支出を差し止める、との勧告を求める。

地方自治法第242条第1項の規程により別紙事実証明書添付して必要な措置を請求する。

(2) 事実証明書

- ア 平成25年度から平成29年度までの補助金支出証拠(平成29年度のみ関係書類一式)計10枚
- イ 県青連役員のインタビュー記事計1枚
- ウ ウオッチドッグ記事計2枚
- エ 元従業員聞き取りメモ計1枚
- オ 平成29年度実績報告書一式計5枚及び平成25年度から28年度までの実践報告計8枚

2 請求者

大津市 織田 範夫
大津市 池田 進
蒲生郡日野町 浅井 秀明
外1名

3 請求のあった日

平成30年8月16日

第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成30年8月24日に請求の受理を決定した。

また、法第242条第3項の規定に基づく暫定的停止勧告は不要と判断した。

第3 監査

1 請求人の証拠の提出および陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成30年9月10日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、新たな証拠として、意見陳述書および追加証明書が提出され、次のとおり本件請求に係る補足説明がなさ

れたが、請求の内容を変更するものではないと判断した。

(1) 請求人の陳述の要旨(監査の実施に直接関係のない内容は記載していない。)

ア 請求人池田進の陳述

滋賀県青年会館、一般財団法人の団体がある。理事長は元国会議員で農水省の大臣を務められた。随分前からの団体で、そこへいろんな補助金が出ているが、今日申し上げるのは、そこの職員で事務長に当たる方に対して、青少年センター事業という名目で、その個人、団体に対してではなくて、事務長さんの個人に充てて補助金が出されている。具体的にはそれは給料の一部として、随分以前から支払われている。

青少年センター事業の中身は何かと言うと、証拠書類に入っているので分かっていたかと思うが、具体的には県青年団体連合会という青年団の組織があり、その事務局というか事務所が、青年会館の中に一室持っているようだ。そこで具体的な活動を行っており、要するに、その県青連を通して、青少年健全育成について、いろいろ支援なり指導なり、助言なりを行っているということ。

そういうことで補助金を個人に出すということで、団体に出しているのではない。しかも給料を出している。給与を出しているのは異例のように思うけれども。

それで本当に青少年センター事業の中身があって、この事務長なる人物が、実際助言指導なりそういうことをやっているのかということ、とても思えない。客観的な事実から。そういうことで不要な補助金を県が出しているのではないかということ、監査請求をした次第。

イ 請求人浅井秀明の陳述

陳述書の順番に説明したいと思う。

冒頭は、判断基準ということで、法的なことが書いてあり、意見ではない。ここが判断基準ということ。最大の焦点は、公益上の必要性があるかないか。しかも客観性があるかどうか判断の基準になっている。

中身に入って、本件の違法性についてだが、僕らが一般的に、青年会館とか、青少年センター事業というのを外から中身は分からないから、青少年センターというところがあるなり拠点があるなりして、そこで何か青少年のために事業をしている、そこに補助金が出ているということで、その補助金はセンターの事務の一部受け持っている。事務長もいるので、その人に給料の一部を補助して、そういう理解。これが一般的にそうだと思う。県民のほとんどの人が事業の名前と中身を聞けば、そのような理解になると思う。

僕らもそう思っていたが、違法性の具体的な内容について説明するが、実はそうではなかった。調べてみると全然違うということがわかったので、これは、きちんと違法性を立証して、監査請求しようということになった。

1番目の違法性の理由については、県青連が青少年活動の事業の対象になっており、県青連という青年団の団体の事務を青年会館の事務長が行っているとそういう理解だった。事務を行っているのなら一部補助してもそれはありかなと、そう思っていた。ところが調べてみたり聞いたりすると、県青連には事務局があって、事務担当者がいると分かった。それは県の人に聞いて分かったが、びっくりするわけですね。事務を委託しているのではなくて、県青連にはちゃんと事務局があって、事務を担当している人がいたら、事務費は払う必要はない。そういうこと。支払いの根拠になっているのは、青年会館の事務長は、県青連の事務や、青少年の事務のその大まかな取り扱いをしている、だから払っているという説明になっている。でもしていないのではないか。だって県青連は事務局がちゃんとあって、きちんと事務を取っている。青年会館の事務長は事務をする必要はない。だから1番目は事務をしていないと。そういうこと。

2番目の補助金に対する実績報告書の実績報告。これは、証拠書類をつけてあると思うが、見ていただいたらわかるように年間のスケジュールというか、県青連のスケジュールがずっと並べてあるわけです。県青連のスケジュールを並べただけで、この青年会館の事務長が実践したわけではない。なのに実践報告ということで、補助金申請をして。これはおかしいだろう。

それで3番目は、そもそも県の公金を青年会館の事務長の給料の一部として支払うことは、客観的な必要性があるのかということを見ると、全く理由がなく、抽象的であって、希薄だと。そういうことを書いている。要するに指導とか助言とか、それから、取りまとめの事務とか、実際何してるんですかと言ったって、指導してますとか、助言してますとか言うだけですぐ済んでしまう。それはおかしいだろう、そんな抽象的というか、客観性のないことでもいいのか、そういうこと。

4番目は費用対効果を書いている。費用対効果というのは、53万円が何をもとにして、53万円支払っているのかということ、きちんと検証されなければいけないと思う。実際には滋賀県は40年間にわたって、この補助金を払い続けている。53万円の根拠は何なのかということ、明確にしていない。

さらに、その目的として、青少年なり青年団なりの活動をより活発にして、よりよい発展を目指す、育成を目指す、そういう目的で支払っているのに、この40年間で一体どうなったか。本当に青年団活動が活発化しているのかということを検証すれば、全く逆で、理事長の発言によるとかつて2万人いたとか言っているが、青年団、今90何人しかいない。県内の団体も10団体しかない。

そんな青年団の発展なり、それから育成なり、そういったことを考えてみると、全く効果なく、その費用対効果はゼロに近いじゃないか。どんどん減っているじゃないか。それなのにお金を払い続けて育成だとか助言だとか、それから、そういう青年団活動をより活発化するってしてないじゃないか。そういうことで、全く53万円の費用に値する効果はないというふう思う。

それから5番目、補助金も性格が給与ということになっているので、一般的に県が民間人の事務長に対して給与として支払っているのは、これは異例な話だと思っている。実際にそんな例があるのか。あんまり聞いたことがない。

要するにこれは、補助金を出すにはそれなりの具体的に検証なり、積算根拠、そういったものも必要なのに、そういったものはほとんどなく、明確な区分け、例えば交通費とか、費用弁償なり、それから何時間くらい本当に指導育成に助言に時間を費やしているのか、そのような具体的検証は、完全に抜き。

しかも実践報告書や何かを見れば分かるが、回数でいくと年間の実践活動の半分ぐらいは役員会が占めている。年間40何回かやっている。それは元従業員の織田さんに聞いたら夜中にやっているわけで、そんな会合に参加してないのは明らかだと織田さんが証言している。実践報告書の半分は参加もしてないし、意見も言っていないのに、実践報告書に書いて、いかにも自分たちが積極的にそこに関わっているというような印象付け、あるいは虚偽じゃないかと思っている。

補助金というのはもっと明確な用途、それから明確な支払い根拠、そういうものが必要だということで、これはとてもじゃないが許せないと思っている。しかも給料という使われ方はおかしいと思う。

6番目は、そもそも滋賀県青年会館に補助金が支出されること自体が、違法性があるのではないかと考えている。

今日提出した追加資料の証明書の1、それから追加証明書の2ページ目を見ていただいたら分かるが、実際に和室や洋室があって、料金は5,000円から5,600円とか5,300円です。客室は全部で110名泊まれるようになっていて、客室は20室。それに大収容のレストラン。駐車場が70台。こういう広大な面積とそれから大きな建物を建てて、それで、そのうちの一体、県青連が使っているのはどこかという、織田さんによるとほんの片隅の方にぼつんと1部屋あって、そこを使っているらしい。建物そのものは実際には50倍くらい県青連とは関係のないことをやって、要するにホテル・旅館をやっている。駐車場はとてつもない面積。主な目的というか青年会館の実態はホテル・旅館業。一部を拠点として設備を県青連に貸しているというか、使っているけれども。これは楽天で調べたら出てくる。一般の旅館と変わらない。それを、敷地面積5,000㎡、5反の面積を無償で県が貸している。金額にすれば1,000万円以上の年間の土地代、貸し賃が発生するはずなのに、ここにはただで貸している。これだけでも大幅な優遇であるにもかかわらず、さらにそのたった1人しかいない事務長、事務長以外の正規の職員はいないわけだが、その事務長の給料の一部を何で県が負担しないといけないのかという、そういうことです。要するにホテル旅館業が主たる仕事というか、主たる業としているのに、その事務長、正規職員1人しかいない、その人の給料を払う。

しかも、事務長が1人でやっているわけで、実際の理事長は勤務自体ないわけです。好きなときに来て、好きなとき帰っていくわけで、ほとんど来ない。元は大臣をしていたわけだからほとんど来てない。そうなるこの事務長はこの補助金申請を自分でやっている。自分で書いて、自分でその実践報告作って、補助金を申請している。ほかに書く人いないから。

そのように監視チェックの機能も全く果たされずに、漫然と40年間この補助金を出し続けたのは、これは違法。そういうこと。

それで、私たちの主張としては、本当に青年団の活動や、それから青少年の育成、指導助言ができるのは、この事務長ではなくて、青年団のOBなり活動経験者なり、県下のそういう組織を知っている人が、指導助言、育成なりの目的を果たすことができるのではないのか。

なぜ青年会館の事務長に給料を払わなければいけないのか。

しかも規模からいって宿泊者数が110名あって大規模な宿泊施設。その1人しかいない事務長が本当にそんな指導助言なり53万円に相当するような仕事をしているのか。

ということを考えれば、実践報告書を見ても分かるように、全く自分が参加していなくても平気で書いている。そんな報告を出しているわけだから、これは、徹底的な調査をしていただき、53万円の補助金を出す

必要性がないのではないかということで、結論として、監査委員の皆さんには、これはいくらなんでも無理だろう、あるいは違法性はもう間違いない、というそういう結論を出していただいて、しかも今後の支出を差しとめると、そういう勧告を求めたいと思う。

大まかに説明したが、あとは陳述書を読んでいただければ。追加証明書の 2 番はウェブ新聞の記事だが、このウェブ新聞が調べたところによると、青年団の実態は全部で県内では10団体、人数は92人というのが出てきたので、これを参考にしたというところ。表向きは300名と言っていたが、実際には92人ということ。

ウ 請求人織田範夫の陳述

青年会館で29年の4月まで5年以上一応勤務した者で、その辺の事情をお話したい。

青年団が集まるのは大体夜の9時ごろ。会社側の人間は誰もいない、6時になったら、皆帰ってしまう。県青連の役員会で、もちろん事前の役員会に対する準備もしていると思うが、集まってくると、私が聞いていたのは、ほっといたらいいと。青年団室の鍵は、来たらもう鍵渡してくれたらいい、あとはもうほったらかしてくれたらいいと。そんなこと言う資質の人がどのような指導しているのかと思って。そういうほったらかしで、相手は勤労者なのでほとんど夜の会合なのに、アドバイザーしている人は6時に帰って、いつするのかと思う。我々も、毎日出勤していなかったが、警備日報で青年団室に人がいるか会議は必ずチェック項目がある。事務長1人、パートの女性1人だから、会館の仕事も結構忙しいはず。いつアドバイスする時間があるのかと。人数的なことを考えて指導の時間がない。誰が考えても資質はない、時間はない人に53万円が支出されているのは世間の常識から考えたら全くわからない。だからそれをいち早くやめていただきたいというのは、近隣の住民の考え。

エ 請求人Aの陳述

早くきちんとした形で県民に説明できるようにしていただきたいと思う。

オ 請求人池田進の補足陳述

事務長さん、どういう経歴の方か分からないが、社会教育、青少年の健全育成についての経験なり知識なり、それなりの教養なりを備えておられる方だと思えない。過去の経歴からして、おそらく青年会館の事務の事で雇われた方なので、とてもそういうふうには推測されない。そういう方が、青年団の活性化に努めるとか、助言を行う、指導助言を行うという事業内容に、資質を備えておられないと思う。だから本来的に無理だということ、常識考えて、そういうこと事が必要だとしても、そういう適切な人物ではないと。

それは県でも分かると思う。あるいは当然調べるべき。県が直接給料に払うのだから。どういう方なのか、この青少年センター事業の目的にあった能力なり資質を備えた方なのか、当然、事前に補助金申請があったときに調査されるべきだと思うが、実際はほとんどやられていないのではないかと、申請の通り認めているというのは。申請の書類と実績報告の書類は全く一緒。ただ実践報告という県青連の活動の表をつけられているだけ。申請書の中身は非常にずさんで、何やるのか具体的に書いていない。実績報告中、漠然とした内容が、対象職員、概要、職務概要と、申請書にも実績にも出ているが、こういう事をやるのにこの職員に払う必要があるのかというのは申請書に一切書かれていない、その必要性が。誰に払ってくれ、ということと、事業目的が書かれているだけで、なぜこの特定の人物に補助金を出してほしいというのか、そういう理由が全く申請書には書かれていない。

つまり補助金の審査というのは非常にずさんだと思う。恐らく先ほど言ったように、そういう能力のある人物かどうか調べてられていないし、なぜ特定の個人に対して、つまり普通は団体に、青年、青少年の健全育成のため、その目的にしている団体だから青年会館に出すならまだ分かりやすいのだが。特定の個人に対して出す必要があるのだというところが、何も書かれてない。補助金の申請なり結果の審査なりがほとんどずさんだと。

これはこの補助金だけではないと思う。別に県だけではなくて補助金のあり方自体が、特に更新のときにほとんど形式に終わっている。1回通ったら後は同じ報告で延々と続いていくと。

しかも青年団はどんどん今減っているわけで、何も活性化されていないが、補助金の方は1回認めたら、そのまま続いていくと。補助金の審査、結果の審査、それが非常に甘い、ずさんということからも、本来は、県の責任。きちんと補助金について審査する、そこが欠落してる。

もう一つ新聞記事にあったが、監査請求したという記事が出た時に、事務長が会合に出る姿を県職員が見たこともあり、実態はあると。だから大丈夫という意味だろう。実態あると仰っているが、僕は、県の職員

がしょっちゅう行くわけではないので、たまたま何かイベントか何かあったときに事務長さんを目にされて、そういうことを仰ってるだけで、普段、この方はちゃんと支援活動活性化のため助言などを行っているかということについては、ほとんど何にも確認をしていないと思う。たまたま目撃したことを理由に実態はあるというのは、いかにも事実には即してないと思う。

そういうことで、実態がないと。あったとしてもそれが妥当かどうかは別。

私ども不勉強で分からないが、県青年会館は一般財団法人で、これと別に公益財団法人がある。公益性の高いものは、普通は公益財団法人の資格を取って補助金申請し、職員にお金を出すということは、公益法人であっても恐らくないだろうと思う。特定の方の氏名を指定してその方の給料を補助金で出すというのは、全国的にはほとんど例がないんじゃないかと。出すことの正当性というのは非常に疑問に感じる。

公益性があると仰っている財団の運営を見てみると、とても公益性があるとは、ほとんどないという気が基本的にする。地元の方をほとんど雇っており、理事も多分地元の方が多く、申し上げにくいですが、県青年会館というのは結局、理事長の私物化されているという印象は非常に強いし、その辺はもう周辺の方は皆さん御存じの方は御存じのことだろうと思う。こんな簡単な申請書類で補助金が出るのかとびっくりした。普通なら通らないのではないかと、もう少し丁寧に書かないと。申請書類と実績報告書が全く一緒ですから、そこは非常におかしいので、やっぱり元国会議員でもあるし、大物政治家でもあるし、県のほうがいわゆる付度して、補助金を出すことになったのではないかと、単なる推測だが、そういうことも頭に入れて審査をお願いしたいと思う。

カ 請求人浅井秀明の補足陳述

陳述書の2ページ目のところに、青年団員の数が、団員数97名とあるが、証拠書類を見ていたら92名に訂正する。

その下のところに書いてあるが、ホテル旅館業として、楽天のホームページ見ても分かるが、他の県内の旅館が出る中に青年会館。同じ業種、ホテル旅館業をやっている業界の人から見れば、県内随一の名勝の地、瀬田の関所、そういういいところで、しかも中州の状態でほとんど周りは水に囲まれて、そこで、5,000平米もただで土地を貸してもらって、ホテル旅館業をやっている。それだけでも、ほかの業者からすれば何とすごい優遇じゃないか。

そこに1人しかいない正規職員の事務長の給与まで払っている、この実態を知ったら、同業者の人たちは怒ると思う。このように、県が1特定の業者を、青少年という目的がどうあるのかというその検証が必要だが、あったとしても競争原理に反する優遇をしている。これは県民感情だけでなく、ホテル旅館業をしている同業者の人から見ても、ひどいじゃないかという意見も十分あると思う。

これは公表されれば、事務長の給与まで払っているのかとなったら、それはいかにも、世間というか、県民感情が許せないというふうに判断すると思う。徹底した調査と監査をして、見直しをお願いしたい。

キ 請求人織田範夫の補足陳述

青年団と県青連の拠点という部屋について、外へ直結して出入りもできるので、鍵を取りに来るが、帰りは勝手に帰ってしまう。全然誰も監督していない。青年会館側もほっといてくれということ。青年団のアドバイスなど、事務長は6時で帰ってしまうわけだから、会う接点がない。

ク 請求人Aの補足陳述

行政の悪い癖というか、一旦決めた補助金は前例踏襲、行政の無謬性、継続性というか、実態に沿った対応というのが遅れているのではないと思う。

ケ 請求人池田進の補足陳述

補助金についてはしっかり審査する制度をきちんと。各部局で勝手にやっていると思う。県だと補助金は膨大な額。それが毎年きちんと報告されて、きちんと正当な審査がされていないように思う。行政の責任で、重大な問題だ。補助金が非常に無駄遣いされているというのは、これだけではない。結局1回決まったら判でついたように、ずっと通っていくという、ここに膨大な無駄遣いが生じている。毎年、再申請だからまあいいやと、自動的にハンコを押していると思う。公金のむだ遣いの大きな原因なので、統一的にきちんと県庁内でもっと厳重に補助金の審査をするということは、ぜひ今後考えるべきでないかと思う。県に限った話ではないが、行政機構として必要なこと。それが欠落していると思う。県庁に限ったことはなくて、それが、

こういう問題が起きる一つの原因と思うので、その辺もよろしくお考え願いたい。

(2) 新たな証拠

ア 意見陳述書

イ 追加証明書1 楽天トラベルホームページ画面

ウ 追加証明書2 青年団団員数に係る資料

2 関係職員等の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、関係職員等である健康医療福祉部子ども・青少年局の職員に対して平成30年9月10日に陳述を求めたところ、次のとおり陳述がなされた。

(1) 健康医療福祉部子ども・青少年局職員の陳述の要旨

陳述に先立ち、まず、事業の実施主体である一般財団法人滋賀県青年会館について、説明する。

滋賀県青年会館は、社会教育、青少年教育の一環として、青年団活動の拠点となるべき施設であり、青少年の研修や憩いの場の施設が必要であることから、滋賀県下の青年団の健全なる発展を助長し、青少年活動の促進を図り、教育・文化の振興に寄与することを目的に、昭和43年に設立された。

滋賀県青年会館は、青年団活動の拠点である滋賀県青年会館の維持・運営、青年教育に関する集会および宿泊の用に供する事業、青年団および青少年団体の育成・援助を行っており、県の青少年施策推進を補完する役割を担っている。このため、単にホテル・旅館業を営むものではなく、青年団活動の拠点施設としての機能を有しており、その中で滋賀県青少年センター事業が実施されている。

次に、滋賀県青少年センター事業推進費補助金の概要について、説明する。

当補助金は、青少年の健全育成に関する事業の効果的な推進と青少年団体の指導体制の充実・強化を図るため、一般財団法人滋賀県青年会館が行う青少年センター事業に要する経費に対して、補助金を交付するもの。青少年センターの主な職務は、青少年団体への情報提供および連絡・調整、青少年団員および団体の健全育成業務およびアドバイス・指導、青少年団体活動の効果的な推進に関する業務である。

滋賀県青少年センター事業推進費補助金の交付に当たっては、社会教育法第13条に基づき、毎年、前年度に開催される滋賀県社会教育委員会において、社会教育委員の意見を聴いており、社会教育法上の位置付けを行っている。

また、当補助金は、青年団活動の拠点となるべき施設が行う青少年センター事業を推進するために交付することから、公益上必要があると判断しており、今回の請求に対して当補助金の支出は妥当であると考えている。

では、請求書の1および2「実践報告に記載の内容について、補助対象職員である事務長は実績報告に記載されている県青連の活動に出席も関与もしておらず、助言・指導していない」との指摘について、当事業は、補助対象職員の指導・監督の下で、パート職員が、平成29年度においては計74回全ての会議等の進め方や資料の作成指導等の助言を行っており、うち26回の活動には、パート職員が直接活動参加している。ご指摘の平成29年度実績報告に記載の内容は、補助対象職員が指揮・監督するパート職員を通じて、あるいは直接、県青連に対する情報提供や連絡・調整、指導・助言等を行った実績を記載したものである。したがって、補助対象職員によって助言・指導等が行われている実績があるものと理解している。

次に、請求書の3「実績報告は県青連の行った行事を単に並べたにすぎず、補助金目的を達していない。また県青連役員に事務方がいるためとりまとめをする必要がない」との指摘について、当補助金の目的は、青少年の健全育成に関する事業の効果的な推進と、指導体制の充実・強化。県内の青年活動の中核組織である県青連の活動に対し、助言・アドバイスを行うことは、目的に合致しており、県青連の活動への指導・助言を通して、地域の青年リーダーの養成が図られ、青少年活動の効果的な推進に繋がっているものと認識している。指摘があった県青年団の事務とりまとめについては、必ずしも補助の要件ではないが、「県青連役員に事務方がいるためとりまとめをする必要がない」との指摘については、県青連役員は、昼間、別の仕事をしている勤労青年であり、仕事をしながら書類の作成などを行う必要があることから、事務全てを役員のみで行うことは困難であり、実際には、事業の進め方、書類の作成の仕方への助言・指導、全体の連絡・調整など、青少年センター事業の一環として、滋賀県青年会館の職員がサポートしているところ。

次に、請求書4の「県青連行事が滋賀県青年会館で開催される場合、青年会館の収入になることから、ホテル・旅館業のサービス職務に該当し、県から事務長への補助金を支出する必要はない」との主張について、まず、一般財団法人滋賀県青年会館の公益性について、説明する。

冒頭で説明したように、滋賀県青年会館は、社会教育、青少年教育の一環として、青年団活動の拠点となる

べき施設として設立され、滋賀県内の青年団の健全なる発展を助長し、青少年活動の促進を図り、教育・文化の振興に寄与することを目的に、青年団活動の拠点である滋賀県青年会館の維持・運営、青年教育に関する集会および宿泊の用に供する事業、青年団および青少年団体の育成・援助を行っており、県の青少年施策推進を補完する役割を担っている。

滋賀県青年会館は、単にホテル・旅館業を営むものではなく、青年団活動の拠点施設としての機能を有しており、その中で実施される青少年センター事業は、ホテル業の営業活動職務ではなく、青少年団体の育成・援助のための事業であり、その事業に対して補助することは、公益上の必要性があるもの。よって県が補助金を支出することについては、問題ないものと認識している。

次に、請求書 5 の「実績報告の内容について、補助金 53 万円の根拠が証明されていないこと、活動の結果も報告を受けるべきであること、補助金の目的が果たされていない」との指摘について、実績については、実績報告書の添付の実践報告の内容で、具体的に指導・助言を行った主な活動内容が分かること、また県青連の活動に県職員が参加した際に、実際に補助対象職員が参加・助言している事実を確認しており、補助目的に合致した事業が実施されていたと確認できたことから、補助金を支出して問題ないものと考えている。補助額については、予算の範囲内で、補助対象職員の給料の 2 分の 1 以内と規定しており、平成 29 年度の補助対象経費 5,002,828 円に対して、予算上限額の 530,000 円を補助したものの。

繰り返しになるが、当補助金の目的は、青少年の健全育成に関する事業の効果的な推進と指導体制の充実・強化を図ること。県内の青年活動の中核組織である県青連の活動に対して、助言・アドバイスを行うことを通して、地域の青年リーダーの養成が図られ、青少年活動の効果的な促進に繋がっていると考えている。

最後に、請求書 6 の「補助金の支払い根拠となる活動がされていても、青年会館の営業活動であり、事務長自身の職務、仕事の範疇と解され、事務長給与の一部を負担する根拠はない」との指摘について。先に述べたことの繰り返しになるが、滋賀県青年会館は、滋賀県下の青年団の健全なる発展を助長し、青少年活動の促進を図り、教育・文化の振興に寄与することを目的に、青年団活動の拠点である滋賀県青年会館の維持・運営、青年教育に関する集会および宿泊の用に供する事業、青年団および青少年団体の育成・援助を行っており、単にホテル・旅館業を営むものではなく、青年団活動の拠点施設としての機能を有している。その中で実施されている青少年センターは、ホテル業の営業活動の職務ではなく、青少年団体の育成・援助のための事業であり、その事業に対して補助することは、公益上の必要性があるもの。また、補助対象職員は、こうした滋賀県青年会館の定款に定められた目的に沿って事業を行っており、単にホテル・旅館業による収益事業を行っているものではない。よって県が補助金を支出することに対して問題はないものと認識している。

以上のことから、青少年センター事業推進費補助金は、青少年の健全育成に関する事業の効果的な推進と指導体制の充実・強化を図ることを目的に、適正に執行しており、また社会教育および青少年の健全育成のために公益上の必要性があることから、その行為は裁量権の逸脱には当たらないものと理解している。

(2) 関係職員等の陳述に対する請求人の意見

請求人浅井秀明の意見

こちら側は住民監査請求書を出し、意見陳述書も提出して、多分、担当事務局側にもいっていると思う。向こう側が作ったものを今、読み上げられたが、私らには何も渡してないわけですから、これは不公平だと思う。僕らの出した陳述書なり、追加の証拠書類なり、相手方にも渡っているわけであるから、こちら側は 2 通も渡して、向こう側からは何ももらっていないということなので、それは制度上どうなっているのか判らないが、せつかく傍聴できるのだから、その資料は事前に渡していただきたい。ちゃんと書いたものを持っていらっしやるので、なおさら傍聴人に配布していただきたいと事務局の方をお願いしたい。

3 監査の実施

(1) 監査の実施

職員措置請求書の内容および陳述の内容より、監査対象機関を、健康医療福祉部子ども・青少年局とし、関係職員から事情を聴取するとともに、関係書類の提出を求め、監査を実施した。

(2) 監査の対象について

本件請求では、平成 25 年度から平成 29 年度までの滋賀県青少年センター事業推進費補助金に係る事実証明書が提出され、5 年分の補助金相当額の損害賠償請求および今後の支出の差し止めが求められている。

法第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したとき

は、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されている。

平成28年度以前の分の本件補助金については、支出に係る各行為の日から既に1年が経過しているが、本件補助金の支出行為は秘密裡に行われていたものではなく、誰でも公文書公開請求により当該行為を知ることができたため、当該部分については不適法な請求と言わざるを得ず、監査の対象から除外した。

第4 監査の結果

1 監査の対象に係る請求人の主張

(1) 違法性についての請求人の主張

請求人は、職員措置請求書および陳述によると、次のとおり違法性があると主張していると解した。

滋賀県(以下「県」という。)は、一般財団法人滋賀県青年会館(以下「青年会館」という。)の事務長(以下「事務長」という。)に、「青少年の指導、助言」、「指導者の育成」、「青年団の活性化」および「県青年団の事務取りまとめ」を内容とする滋賀県青少年センター事業を対象事業として、給与名目で滋賀県青少年センター事業推進費補助金を支払っているが、事務長は、補助金実績報告書の「実践報告」に記載されている滋賀県青年団体連合会(以下「県青連」という。)への指導等に関与しておらず、補助事業の実績がないため支払根拠がない。また、補助金の効果はないに等しく、さらには、青年会館の主たる業務はホテル・旅館業であるため、青年団体に関し青少年活動を活性化することは営業活動の一環であって、当該補助金は法第232条の2に規定されている公益上の必要性を欠いており、公益上の必要性の判断に裁量権の大幅な逸脱が認められ違法である。

以上のことから、請求人は、県が、担当職員および知事に対し、補助金5年分相当額の損害賠償を請求することならびに今後の支出を差し止めることを求めているので、以下、これらについて判断する。

2 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査を実施したところ、以下のとおりであった。

(1) 青年会館の概要

ア 設立目的(青年会館定款第3条)

青年会館は、滋賀県下の青年団の健全なる発展を助長し、青少年活動の促進をはかり、教育文化の振興に寄与することを目的として設立された法人である。

イ 事業内容(青年会館定款第4条)

- (ア) 滋賀県青年会館を維持運営すること。
- (イ) 青年団及び青少年団体の育成援助すること。
- (ウ) 青年教育に関する集会および宿泊の用に供すること。
- (エ) 青年の修養及び啓蒙等に関する出版物を刊行すること。
- (オ) 滋賀県が指定管理者として委託する長浜ドーム宿泊研修館の運営
- (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 青年会館の事業と県の青少年施策との関わり

県は、県政の総合的な推進のための指針となる「滋賀県基本構想」で「子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現」を重点政策に位置づけ、子ども・若者育成支援施策を推進するため策定した「淡海子ども・若者プラン」において、子ども・若者の健やかな育ちを支えるため、青年の地域活動や社会貢献活動の普及、若者が自立性や社会性を獲得する機会の提供、青少年活動指導者の育成といった若者の主体的な社会参画の促進を青少年施策として掲げている。

監査対象機関は、青年会館が、青年団活動の拠点である滋賀県青年会館の維持運営、青年教育に関する集会および宿泊の用に供する事業、青年団および青少年団体の育成援助を行っており、県の青少年施策推進を補完する役割を担っているとしている。

エ 県青連支援実施状況

青年会館は、県青連支援として、事務室の無償提供や県青連主催事業での会館無償利用、宿泊料の減免、運営助成を行っている。

(2) 滋賀県青少年センター事業の概要

ア 滋賀県青少年センター事業の概要

滋賀県青少年センター事業は、青年会館が、滋賀県内の青年団の健全なる発展を助長し、青少年活動の促

進をはかり、教育文化の振興に寄与するため、定款で法人の事業内容に位置づけている「青年団及び青少年団体の育成援助」の機能であり、主な事業内容は次のとおりである。

- (7) 青少年団体への情報提供および連絡調整
- (4) 青少年団員および団体への健全育成業務および指導、助言
- (7) 青少年団体の組織の強化に関すること。

イ 滋賀県青少年センター事業の実施体制

青年会館の正規職員である事務長の指導監督のもと、パート職員 1 名が主に青少年団体への情報提供や連絡調整、指導、助言等の職務を実施している。当該パート職員は、監査対象機関によると、県青連の元事務局長で、青少年団体への指導、助言を行うための経験やスキルを十分に備えており、青年会館の雇用契約書によると仕事内容は「青年団の事務の仕事」として雇用されている。

青年会館の職員体制表において、事務長の業務内容は、「滋賀県青年会館を維持運営すること」、「青年団及び青少年団体の育成援助をする」、「青年教育に関する集会および宿泊の用に供すること」とされている。また、当該パート職員は青年団係に配置されており、青年団係の業務内容は、「青年団に関する事務全般」、「県青連役員への指導・助言」とされている。

(3) 滋賀県青少年センター事業推進費補助金

ア 関係規定

(7) 地方自治法

法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。

(4) 社会教育法

社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条において、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない」とされており、本件補助金の交付にあたっては、毎年度、前年度に開催される滋賀県社会教育委員会会議において、社会教育委員の意見を聴いて交付されている。

- (7) 県は、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「交付規則」という。）および滋賀県青少年センター事業推進費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、青少年の健全育成に関する事業の効果的な推進と指導体制の充実強化を図るため、青年会館が行う滋賀県青少年センター事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。

イ 補助金の目的

青少年の健全育成に関する事業の効果的な推進および指導体制の充実強化を図ること。

ウ 補助金の対象

補助事業等は青年会館が行う滋賀県青少年センター事業、補助事業者は青年会館であり、補助金は青年会館に対して交付されている。

補助対象経費は交付要綱第2条に掲げられている次の経費である。

(7) 専任指導職員 1 人に係る年間職員給与費

給料、手当（扶養手当、通勤手当、調整手当、期末勤勉手当）

(4) 共済費

補助率は、2分の1以内である。

監査対象機関は、補助対象経費の考え方について、次のとおりとしている。

本件補助金は青年会館の本来の役割である「青年団及び青少年団体の育成援助」に対し支援するものであり、青年会館がその役割を推進するために、運営費の一部として、青年会館の事業の推進を担う職員の給与および共済費を対象としているもの。専任指導職員は、青年団および青少年団体の育成援助等（青少年センター事業）を総括し指導する立場にある正規職員を想定しており、青年会館から提出された事業計画書および事業報告書において事務長が報告されている。専従業務者は想定していない。この点について青年会館と県の認識に相違はない。

エ 補助金の交付手続

本件補助金の交付手続については、交付規則および交付要綱に次のとおり規定されている。

青年会館は、補助金の申請をしようとするときは、補助金交付申請書に必要書類（事業計画書、収支予算書、役員名簿）を添えて知事に提出し、知事は、補助金交付申請の内容を審査し、補助金を交付すべきもの

と認めるときは、交付を決定する。

青年会館は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書に必要な書類(事業報告書、収支決算書)を添えて知事に提出し、知事は、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容等に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し通知する。

オ 本件補助金の交付

本件補助金交付の経過は、次のとおりである。

(平成29年度分)

平成29年4月1日 補助金の内示
平成29年4月1日 補助金交付申請書の提出
平成29年4月1日 交付決定(補助金の額530,000円)
平成29年9月29日 補助金概算払(1回目300,000円)
平成30年2月7日 補助金概算払(2回目230,000円)
平成30年4月1日 補助金実績報告書の提出
平成30年4月17日 補助金の額の確定(交付確定額530,000円)

本件補助金の交付については、エで述べた交付手続に従って交付されていた。なお、交付規則第15条第2項に基づき、概算払により交付されていた。

(ア) 交付決定について

補助金交付申請書に添付の事業計画書に記載されている事業計画および対象職員職務概要は次のとおり。

(事業計画)

事業名 青少年センター事業

期日 平成29年4月1日～平成30年3月31日

事業概要 青少年の健全育成を図るため、県下の青少年の指導及び助言を行い、21世紀を担う若者のリーダーを育てると同時に、最近衰退しつつある青年団の活性化に努める。

(対象職員職務概要)

- ① 県下の青年団体の活動の場として、全体の活動の調整を行なう。
- ② 館利用の青少年団体に助言を行ったり、県外の青年との交流を図る。
- ③ 県下の青少年活動と青少年の健全育成の手助けをする。
- ④ 入会した若い青少年団員に助言を行ったり、青年団体の組織強化を図る。
- ⑤ 県下の青少年のたまり場の存在として、青少年活動の情報提供を行う。

補助金交付申請書に添付の収支予算書に記載されている補助対象経費は、給料、手当(通勤手当、調整手当、期末勤勉手当)および共済費計4,962,400円であった。

監査対象機関は申請の内容について審査を行い、補助金を交付すべきものと認め、補助対象経費4,962,400円に対し、補助率2分の1以内としているが予算の範囲内で交付するものであるため、平成29年度の予算額530,000円の交付を決定した。

(イ) 額の確定について

補助金実績報告書に添付の事業報告書に記載されている事業実績および対象職員職務概要は次のとおり。

(事業実績)

事業名 青少年センター事業

期日 平成29年4月1日～平成30年3月31日

事業概要 青少年の健全育成を図るため、県下の青少年の指導及び助言を行い、21世紀を担う若者のリーダーを育てると同時に、最近衰退しつつある青年団の活性化に努める。

(対象職員職務概要)

- ① 県下の青年団体の事務局として、全体の取りまとめを行った。
- ② 入会した若い青少年団員、又館利用の青少年団体に助言を行ったり、県外の青年との交流を図った。
- ③ 県下の青少年活動と青少年の健全育成の手助けをした。
- ④ 青年団体の組織強化を図り、助言をした。
- ⑤ 県下の青少年のたまり場の存在として、青少年活動の情報提供を行うと同時に生涯学習の手助けを行った。

補助金実績報告書には、青年会館職員が県青連の活動に関与した活動実績(県青連の行事名)が記載さ

れている「実践報告」が添付されていた。

補助金実績報告書に添付の収支決算書に記載されている補助対象経費は、給料、手当(通勤手当、調整手当、期末勤勉手当)および共済費計5,002,828円であった。

監査対象機関は、補助金実績報告書等の書類の審査により補助事業の成果が交付決定の内容等に適合するかどうかを調査し、適合すると認め、交付すべき補助金の額を交付決定額どおり530,000円に確定した。

なお、監査対象機関は、補助金実績報告書等の書類の審査のほか、年1回実施している行政財産使用状況実態調査において、青少年団体による滋賀県青年会館の利用実績や青年団への指導、支援の状況を確認し、また、県青連の主要事業において、県の職員が直接現地で、事務長の事業への参加を含め補助事業の遂行状況を確認しており、補助目的に合致した事業が実施されていると判断している。加えて、本件請求を受けた後、青年会館にヒアリングによる事業実績の再確認を行い、問題ないとしている。

3 判断

平成29年度の本件補助金を対象として、以下請求人の主張について判断することにより、損害賠償および差し止めの必要の有無を判断する。

(1) 請求人は、本件補助金は法第232条の2に規定されている公益上の必要性を欠いており、公益上の必要性の判断に裁量権の大幅な逸脱が認められ違法であると主張しているため、このことについてまず判断する。

法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、昭和28年6月29日付け自行行発第186号行政課長通知では、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」とされている。

この公益上の必要性に関する判断に当たっては、地方公共団体の長は住民の多様な意見および利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、各種の行政施策のあり方等の諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものであるから、長に一定の裁量権があるものと解されている。他方で、法第232条の2が補助金の交付について公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、その裁量権の範囲には一定の限界があり、公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱または濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解されている(広島高裁平成13年5月29日判決)。

以上を踏まえて、本件補助金の交付に係る裁量権の逸脱または濫用の有無について、以下検討する。

まず、滋賀県青少年センター事業の目的、性質等についてみるに、滋賀県青少年センター事業は「青年団及び青少年団体の育成援助」の機能であり、青少年施策を推進する事業であることから、監査対象機関はこれに補助している。

第4、2、(1)、ウで述べたとおり、県は、県政の総合的な推進のための指針となる「滋賀県基本構想」で「子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現」を重点政策に位置づけ、子ども・若者育成支援施策を推進するため策定した「淡海子ども・若者プラン」において、子ども・若者の健やかな育ちを支えるため、青年の地域活動や社会貢献活動の普及、若者が自立性や社会性を獲得する機会の提供、青少年活動指導者の育成といった若者の主体的な社会参画の促進を青少年施策として掲げている。

青年会館は、社会教育、青少年教育の一環として、滋賀県内の青年団の健全なる発展を助長し、青少年活動の促進を図り、教育文化の振興に寄与することを目的に、青年団活動の拠点である滋賀県青年会館の維持運営、青年教育に関する集会および宿泊の用に供する事業、青年団および青少年団体の育成援助を行っており、県の青少年施策推進を補完する役割を担っていると監査対象機関は説明している。

以上より、青少年施策を推進する事業であることから滋賀県青少年センター事業に補助するという政策的判断に、特に不合理な点は認められない。

請求人は、青年会館が宿泊事業や貸室事業(以下「宿泊事業等」という。)を実施していることをもって、滋賀県青少年センター事業の実施も営業収入となると主張しているが、青年会館は、県青連が滋賀県青年会館を使用する際は、事務室の無償提供や宿泊料の減免などの対応をしており、営業収入のための活動とは認められない。

また、請求人は、青年会館の主たる業務は宿泊事業等であるとして、滋賀県青少年センター事業および本件補助金の公益性を否定していると解するが、青年会館が宿泊事業等を実施していることは滋賀県青少年センター事業の公益性に直接関係するものではない。

次に、本件補助金の目的、効用等についてみるに、本件補助金の目的は、青少年の健全育成に関する事業の

効果的な推進および指導体制の充実強化を図ることである。

監査対象機関は、青年会館が、滋賀県青少年センター事業を通して、県内の青年活動の中核組織である県青連の活動に対し助言、指導を行うことは、この目的に合致しており、本件補助金の事業計画書および事業報告書に記載のある活動により、青少年活動の効果的な推進につながっているものと認識している。具体的には、青年会館は青年活動の拠点として青年団活動への助言、指導を通じて、リーダー育成を図り、それらの人材が各地域で活躍している、また、青年の地域活動の推進による社会参画の機会づくりや、若者が主体的に社会とつながりをもつための自立性や社会性を育む機会を提供する効果があるとしている。

滋賀県青少年センター事業を通して県青連への指導体制の充実強化を図ることで県青連活動を支援し、地域の青年リーダー育成が図られるなどの成果に繋がれば、青少年活動の促進に効果があると考えられるが、本件補助金の具体的な効果について、客観的資料等による確認は十分にはできなかった。しかしながら、補助の趣旨どおり、補助金実績報告書に添付の「実践報告」等に記載されている県青連の活動が、青年会館の助言、指導を受けて行われていることからすると、本件補助金の全般的な効用自体が否定されるものではないと考える。

請求人は、主に青年団員数が減少していることをもって青年団は衰退しているとし、これをもって本件補助金の目的が果たされておらず効果はないに等しいとしているが、本件補助金の目的は前述のとおり、青少年の健全育成に関する事業の効果的な推進および指導体制の充実強化を図ることであり、請求人の主張は判断に直接影響するものではない。

以上のことから判断すると、本件補助金に係る公益上の必要性に関する判断に、裁量権の逸脱、濫用または不合理な行使があったとは認められず、請求人がいう、法第232条の2に違反しているとは認められない。

- (2) 次に、本件補助金の公益上の必要性が否定されない場合であっても、補助事業の実績がなく支払根拠がないならば、交付規則、交付要綱または交付決定の内容に違反し、補助要件を充足していないことになるため、このことについて判断する。

請求人は、本件補助金は、事務長に、「青少年の指導、助言」、「指導者の育成」、「青年団の活性化」および「県青年団の事務取りまとめ」を内容とする滋賀県青少年センター事業を対象事業として、給与名目で支払われているものだが、事務長は、補助金実績報告書の「実践報告」に記載されている県青連の活動に参加せず指導等には関与しておらず、補助事業の実績がなく支払根拠がないと主張している。

しかしながら、本件補助金の対象は、第4、2、(3)、ウで述べたとおり、青年会館が行う滋賀県青少年センター事業に要する経費に補助するものであって、補助事業者は青年会館であり、補助金は青年会館に対して交付されているものである。本件補助金は事務長に「県青連への指導、助言」、「指導者の育成」、「青年団の活性化」および「県青年団の事務取りまとめ」の仕事の対価として支払われるものとする請求人の主張は当たらない。滋賀県青少年センター事業の内容は第4、2、(2)、アのとおり、事業の実施体制は第4、2、(2)、イのとおりである。

なお、補助対象経費は専任指導職員の給与および共済費とされており、監査対象機関は、専任指導職員は滋賀県青少年センター事業を総括し指導する立場にある事務長が該当するとしている。青年会館の事業内容、青年団の事務の仕事をするためにパート職員が雇用されている事実、事務長がこれらの事務を統括する役職であることを勘案すると、事務長は、滋賀県青少年センター事業に一定の関与があったことは推定される。交付要綱上、事務長が県青連の活動に直接参加することが求められているものではないため、仮に、請求人が主張するように事務長が県青連の活動に全く参加していなかったとしても判断に影響するものではない。

補助事業の実績については、監査対象機関は、補助金実績報告書等の書類の審査のほか、年1回実施している行政財産使用状況実態調査において青少年団体の滋賀県青年会館の利用実績や青年団への指導、支援の状況を確認し、また、県青連の主要事業において、県の職員が直接現地で、事務長の事業への参加を含め補助事業の遂行状況を確認しており、補助目的に合致した事業が実施されていると判断している。

なお、補助金実績報告書の記載内容は、第4、2、(3)、オ、(4)のとおりであり、青年会館が補助事業として実施した事業の実績について具体的に確認するには不十分であったことも否めない。また、補助事業の具体的な実績について、客観的資料等による確認は十分にはできなかった。しかしながら、交付規則および交付要綱で定める必要な書類は添付されており、実績報告書の記載では補助事業の具体的な実績が十分に確認できなかったということをもって、補助事業等の成果が交付決定の内容等に適合するかどうかの調査ができていないなど交付規則に違反している、または補助対象事業の実績が認められないとはいえない。

その他、本件補助金の支出に係る各行為は、交付規則および交付要綱に従い処理されており、交付手続について違反している事実は認められず、また、交付決定で定める内容に違反している事実も認められない。また、

補助対象経費である事務長の給与および共済費の支出は給与台帳等で確認できている。

以上より、本件補助金の支出が要件を充足していないとまでは認められない。

第 5 請求の措置に対する判断

請求人は、補助金相当分の損害賠償請求および今後の支出の差し止めを求めているが、第 4 監査の結果で述べたとおり、請求に理由がないものとして、棄却する。

第 6 意見

本件補助金は昭和 53 年度から交付されているものであるが、県の青少年施策の所管部局の変遷もあり、監査の中では補助金の創設経緯等について必ずしも明確に説明されなかった。監査対象機関は、青年会館の本来の役割である「青年団及び青少年団体の育成援助」に対し支援するものとしているが、少子化を背景に多くの社会状況の変化があり、当初想定していた行政目的は継続しているのか分析する必要があるにもかかわらず補助事業に係る実態の把握が十分ではないため、補助効果の検証が不十分なまま、漫然と補助金の交付を続けているのではないかとの懸念がある。

については、補助事業が真に効果を発揮しているかどうか、適切な指標や目標を設定するなどにより評価を行いながら、補助効果の把握、検証に努められたい。また、滋賀県青年会館が青年活動の拠点となるべき施設であり、県の青少年施策を補完する重要な役割を果たしているとのことからしても、補助事業者である青年会館の機能や事業内容等の実態を十分把握、熟知した上で、事業の効果が一層高まるよう適切な指導を行われたい。

また、補助金の支出にあたっては、補助事業の実績の確認を十分に行うべきことは言うまでもないが、請求人が主張するように、現状の交付申請書および実績報告書の記載内容だけでは、青年会館が計画どおりに事業を執行しているか具体的に確認するには不十分であり、額の確定にあたっての調査が不十分であったことも否めない。青年会館が公益的役割を十分に担っていると判断した根拠を明確に説明することが必要であり、そのためにも青年会館が補助事業として実施した事業の具体的な実績について、客観的資料等で確認できるようにしておくよう対策を講じるべきである。

については、現状の交付要綱では、補助事業の内容が抽象的であり、これが補助事業の実績の確認が不十分となる一因であるため、補助の趣旨や実態と効果の把握、検証の必要性に照らし、交付要綱を見直す必要がないか検討するよう意見を付す。